

授手印伝心抄  
書下文

## △凡例

- (一) 本訓読は、林彦明校訂『昭和新訂 三巻七書 全』(第四版、昭和十八年、総本山専修道場)を底本とした。
- (二) 漢字表記は、平易を目指し可能なものは常用漢字に改めた。
- (三) 本訓読中、改行は内容に応じて適宜施した。

じゅしゅいんでんしんしよう  
授手印伝心抄

まさにこの『末代念佛授手印』を釈せんとするに、大いに分ちて二と為す。謂く、  
初めには大綱を釈し、次には義趣を弁ず。初めの中、また分ちて一と為す。謂く、ま  
ず述作の由来門を明し、次に指授奥旨門を示す。およそ題名等の細釈は、宜しく  
『決答疑問』の伝を待つべし。云

第一に、述作由来門を明さば、今この『授手印』製作の縁起は、門人の数阿と敬  
蓮社と、至誠心の体に就いて、止惡修善と眞實心の体とを相論し鉢櫃す。満願、師  
に背いて敬蓮社に順ず。云々 仍つて、末代の訛謬を憐愍して、上世の伝心を印定す。

つぶさには『五巻宗要』のこととし。云

第一に指授奥旨門を示さば、今この『手印』製作の由来は、誠心の体なりといえ  
ども、因みに一宗の要義法數を釈す。いわゆる正行、助正、三心、五念、四修、三  
種行儀等なり。然りといえども、正しく記主の本意は、一行三昧に結帰するの処に  
在り。この口伝を擧げて、以て今この『手印』の奥旨と為す。これ『礼』の序の伝な  
り。云々 この上は大綱を釈し畢んぬ。自下は正しく文中の義趣を弁ず。中においてま

た二あり。謂く、初めには序の文、次には正釈の文なり。云  
第一に序の文中に大いに分ちて四と為す。一には初めより「数遍為基」に至るまで  
は、これ題目なり。二には「念佛者」等より下「真哉」に至るまでは、これ破題なり。  
三には「所以弟子」というより下「淨業」に至るまでは、これ譬喻なり。四には  
「雖然上人」等より已下は、これ述懐なり。題目の句中に「称名數遍」とは、九  
品八池の言に對せんが為に、且く以てこれを配す。これ體別なるには非ず、知るべし。  
破題の句の中に「念佛」とは、これはこれ次上の「称名數遍」の言を說破す。「筏  
船」とは、未成器の筏を以て因願に譬う。已成器の船を用いて果滿に喻う。菩薩の  
約束、如來の誠言、次のごとくまた然なり。譬喻の句の中に、「円乗」とは、『弘決』  
に云く、「各 本習に称うて円乗に入る。本習不同なれば円乗一に非ず」。文「留血  
脈於白骨」とは、もし人伝法して血脉を受け已りぬれば、師資両人、合血して違せ  
ず、故に「留骨」と云う。「五萬六萬」とは、日行の數遍なり。下の四修三心に對せ  
んが為に、且く「五六」と云う。日行五六不同すと謂うには非ず。述懐の句の中に、  
先に他人義論の失廢を痛み、次に自己の別時如法を述し、兼ねてはまたしばしば失せ  
んことを悩み廃せんことを悲しむ。後にすなわち正しく述作の意趣を弁ず、起尽見  
るべし。述歎の中に、「齡已及七旬」とは、下の裏書に云く、「弁阿弥陀仏の御年六

十七なり」と。文弁趣の中に、「筆記左のごとし」とは、もし題名を註すには、始めるなればすなわち右と云う、文中左手に当たるを以ての故に。文中を序するは、終りなればすなわち左と云う、文中もんちゅうさしゅあに當たるを以ての故に。

第二正釈の文中に、すなわち六重一二十一件五十五種の法數を釈すればも、ついに一行三昧の具徳を成す。云

第一重行の中の五と六との両件、これ開合のことなり。云

第二重助正の中に、第一の件の下に「一心專念」等の文を料簡して五義を攝するのみ、ただこれ大歎なり。もし委しくこれを釈せば、「一心」とは、これ安心なり。「専」とは、起行なり。「念佛陀名号」とは、すなわちこれ口称、またこれ無余修なり。「行住坐臥不問時節久近」とは、すなわちこれ長時修なり。「念念不捨者」とは、すなわちこれ無間修なり。「是名正定之業」とは、正しくこれ助正分別なり。「順彼仏願故」とは、すなわちこれ願・非願の分別なり。云問う、上人年次の所修は、これ聖道門難行道なり。然るに今何ぞ「捨離行」と云うや。答う、久來の所修はこれ聖道門なり。今淨土門に入つて、立ち還つてこれを見るに、もし往生のためならば、まさにこれ雜行なるべし。故に「雜行」と云う。これ彼時をただちに雜行と云うには非ず。云

云

第三重三心の中に、また二。謂く、總釈と別釈と總結釈となり。初めの總釈の中、經釈の六文、悟伊全く同じなり。ただし直挾の釈、宜しくこれを思挙すべし。別釈の中の三件、各結釈有るのみ。三十の法數は、つぶさに細釈のごとし。また七種の四句は、委曲しくは『領解』・『決答』を待つべし。

第一件誠心の下の結釈において、また分ちて一二有り。謂く、先には正結、次にはなむち問答なり。問答の中に、すなむち三番有り。謂く、虛仮の念佛と、有所得の心と、聲明念佛となり。初めには改悔を許し、次には暫住を明し、後には利他を理らう。云

第一件深心の下の結釈において、ただこれ一番の問答有り。謂く、歴縁対境の犯罪なり、然れども意樂に依つてこれを許す。云

第二件回向の下において、その一意有り。初めには一の法數を分つ、これ且く淨影師の釈に准依して、已作未作を以て兼と唯とを的しくす、兼唯はすなむちこれ挾と直となり。云 次に「而今善導」等より已下は、一家の所釈、いまだ必ずしも回と願とこれを別釈せざる。謂く、回向もただの回向に非ず。これ願生の回向なり。発願もただの發願に非ず。これ回善願生なり。故に「已所作」乃至「回向發願心」と云うなり。例せば、選択と本願との相違、体同なるがごとし。また『礼記』の上には、自願

兼濟を以て回と願との不同を成じて、『論』の入出功德の文を引く、意、今と同じ。

云 中において大師上人の相伝を双擧して、ならびに結釈に當つ。云 総結釈の中

に、大事の歎徳、横堅の細判、文のごとく意のごとし。

第四重五念の中に、また三。謂く、標釈と文釈と細釈となり。文釈の下の註に

「釈心依經」等とは、これ伏難を通ずるなり。難意の「云如觀經」等とは、三心の譲

釈なり、何ぞ五念門の時、しかもこれを引くや。通ずる意、文のごとし。云

第五重四修の中にまた三。謂く、標釈と文釈と細釈となり。標釈の中に「必可具

四修」等とは、問う、「選択集」には「必」字無し、如何。答う、ただにこの当段の

みにあらず。三心と五念と四修との三重、通じて「必可」と云う。これはこれ、あら

かじめ口伝の深奥を顯す。謂く、三心具足したる南無阿彌陀仏には自ら必ず五念門

を具すべし。三心具足したる南無阿彌陀仏には自ら必ず四修の業をも具すべきなり、

口伝、下に在り。文釈の中に「行四修法用策三心五念之行」とは、問う、標に「三

心五念必具四修」と云う。知んぬ、三心五念はこれ能具なり、四修はすなわち所具な

り。今何ぞ四修を能策と為し、三心五念を所策とするや。答う、互いに主伴と為つて

相い離れざるが故に。云 細釈の中に四件、各両師の所釈を引く。第一件修敬の中

に、恩師の『要決』に五の法数有り。第四件修長時の下に因みに誓願私述の言有り。云

問う、四修の次第生起、如何。答う、『攝論』の八には、「長時・無間・恭敬・無余」と云う。『俱舍論』の二十七には、「無余・長時・無間・恭敬」と云う。一家大師は四修を標してたゞ三修を擧ぐ。曰く、「二者恭敬修・二者無余修・三者無間修」と。高祖上人の料簡をもつて意得るに、長時修を以て第一に置けばなり。云『西方要決』には、「長時修・恭敬修・無間修・無余修」と云う。『往生要集』もまたこの次第に依る。然るに今の『手印』と同じく二師の釈をならべ引く。ただし彼者は決を前にし礼を後にす、今は礼を前にし決を後にす。また今は「恭敬・無余・無間・長時」と云う。下の図には「恭敬・長間・無余・無間」と云う。隨時安立にして別の意趣無し。

第六重行儀の中の第三件の下に、「別時の行儀を用うべし」とは、これ大都に約す、一食長齋何ぞ必ずしもこれ有らん。云

### 奥図のこと

三と五と四と三との四重十五件、皆南無阿弥陀仏なり。これこの文の奥旨なり。  
『手印』と『領解』と『決答』と三重一轍にしてただこの口伝のみ。

右手印

問う、何が故ぞ逆次なるや。答う、これ所授手の印なり、能授の手印に非ず。委わしく口伝を聞くべきのみ。

授手印伝心抄

本に云く応永四年丁丑五月二十九日、弁師六代弟子、了誉これを記す。

本に云く右、代代口伝の趣、所載先聞なり。この旨を守り弘通せらるべきの状、件のことし。

ことし。

応永十年九月十八日 了誉 在御判

時に永享四年十月二十九日校畢んぬ。

西

誉 花押

念誉是昌之

